

○雲仙市国見総合運動公園（遊学の里くにみ）の設置及び管理に関する条例

平成17年10月11日

条例第95号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、雲仙市国見総合運動公園（遊学の里くにみ）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市民の健康を増進し、体育及びレクリエーションの普及及び振興を図るため、雲仙市国見総合運動公園（遊学の里くにみ）（以下「運動公園」という。）を設置する。

2 運動公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
雲仙市国見総合運動公園 （遊学の里くにみ）	雲仙市国見町神代丙1230番地1

3 前項の運動公園には、その附属施設を含むものとする。

（管理）

第3条 雲仙市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、運動公園を常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

（利用許可）

第4条 運動公園を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

（利用許可の制限）

第5条 利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しない。

- （1） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- （2） 建物又は附属施設を損傷又は滅失するおそれがあるとき。
- （3） 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- （4） 特定の政治目的を有するとき、又は特定の政党の利害に関すると認めるとき。
- （5） 特定の宗教を支持するとき、又は特定の教派教団を支持すると認めるとき。
- （6） その他使用させることが不相当と認められるとき。

（使用料）

第6条 利用者は、別表に定める使用料を利用許可の際に納入しなければならない。

（使用料の還付）

第7条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- （1） 災害その他利用者の責めに帰することができない理由により利用ができなくなったとき。
- （2） 公益上その他やむを得ない理由により利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。

(3) 利用の許可を受けた者から、規則で定める日までに、利用取消しの申出があったとき。

(使用料の減免)

第8条 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、教育委員会規則の定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

(遵守事項)

第9条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 運動公園を許可された目的以外の用途に使用し、又はその使用する地位を譲渡若しくは転貸しないこと。

(2) 許可を受けた場合を除き、運動公園を使用するための特別の設備を施し、又は造作をかえないこと。

(3) 運動公園の秩序を乱さないこと。

(4) その他教育委員会の指示する事項

(損害賠償等)

第10条 利用者は、運動公園を損傷し、又は滅失したときは、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(利用の許可の取消し又は利用の中止)

第11条 教育委員会は、利用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反すると認めたときは、利用の許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。

2 教育委員会は、前項の取消し等により生じた損害については、その責めを負わない。

(指定管理者による管理)

第12条 運動公園の管理は、法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により運動公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条、第9条及び第11条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の業務)

第13条 前条第1項の規定により運動公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 施設の利用向上に資する事業の企画及び実施に関する業務

(2) 施設使用の許可に関する業務

(3) 施設、設備等の維持管理に関する業務

(4) その他教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 第12条第1項の規定により運動公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他教育委員会が定めるところに従い、施設の管理を行わなければならない。

(利用料金)

第15条 第6条の規定にかかわらず、第12条第1項の規定により運動公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、利用者は、施設の利用にかかる料金（以下「利用料金」と

いう。)を利用許可の際に納めなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は利用料金をその収入として収受するものとする。

(利用料金の還付)

第15条の2 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他利用者の責めに帰することができない理由により利用ができなくなったとき。

(2) 公益上その他やむを得ない理由により利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。

(3) 利用の許可を受けた者から、規則で定める日までに、利用取消しの申出があったとき。

(利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、公益上必要があると認められるとき、若しくはその他教育委員会が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(罰則)

第18条 詐欺その他の不正行為によって、使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えない場合は、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までに、合併前の国見町体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和63年国見町条例第1号。次項において「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成19年3月28日条例第14号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成19年9月27日条例第33号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の雲仙市国見総合運動公園(遊学の里くみ)の設置及び管理に関する条例(平成17年雲仙市条例第95号。)の規定によりな

された処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成２５年１２月２７日条例第３３号）

（施行期日）

１ この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この条例による改正後の関係条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用又は使用の取消しの申出があったものについて適用する。

別表（第６条関係）

体育施設名	施設区分		使用料		
雲仙市国見 総合運動公 園 (遊学の里 くにみ)	第1グラウンド		1コート1時間につき 300円		
	第2グラウンド				
	テニスコート		1コート1時間につき 300円		
	夜間照明施設		第2グラウンド 野球 1コート1時間につき 2,000円 ソフトボール 1コート1時間につき 700円 テニスコート 1コート1時間につき 400円 利用時間は、点灯から消灯までとする。		
			多目的芝生広場 (ティフトン仕様分)		1時間につき 1,500円
			バーベキュー広場		バーベキュー用炉 1回につき1基 1,000円
			宿泊研修棟 (遊学の 館)	研修室	1時間につき 1,000円
				小研修室	1時間につき 1,000円
	浴室 休憩室	大人(高校生以上) 300円 11枚綴り一冊 3,000円 小人(中学生以下) 150円 11枚綴り一冊 1,500円			
	宿泊室4・5畳(休 憩・会議)	1時間につき 400円			
	宿泊室8畳・10 畳(休憩・会議)	1時間につき 800円			
	宿泊室28畳(休 憩・会議)	1時間につき 1,200円			
宿泊室全室 (宿泊)	大人(大学生を含む) 3,000円 中学生・高校生 2,000円 小学生 1,500円				

			幼児（3歳以上） 1,000円 ※使用料は、1泊1人当たりとする。ただし、幼児については、保護者と寝具を同一にするときは無料とする。
--	--	--	---

備考 市内在住者以外の者が利用するときの使用料は、倍額とする。ただし、「夜間照明施設」、「バーベキュー広場」及び「宿泊研修棟（遊学の館）」の使用料については、この限りでない。